

# 商品概要ご説明書

(平成 28 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (愛称：大口定期預金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年  ・満期日指定方式 1 か月超 5 年未満  ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法  (2) 預入金額  (3) 預入単位	・一括預入  ・1, 0 0 0 万円以上  ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度  (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。  ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の一年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。  ・付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱い（個人のみ）は総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0. 5 0 % を上乗せした利率)

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</li> <li>次のAおよびBのいずれか低い利率</li> <li>ただし、計算した利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金の利率とします。</li> <li>A. 預入していた期間と約定期間に応じた利率</li> </ul> <table border="1" data-bbox="475 495 1433 1234"> <thead> <tr> <th>預入していた期間 \ 約定期間</th> <th>1 か月以上 3 年未満のもの</th> <th>3 年以上 4 年未満のもの</th> <th>4 年以上 5 年未満のもの</th> <th>5 年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月 未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年 未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×10%</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月 未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×20%</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年 未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×20%</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 2 年 6 か月 未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×30%</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 か月以上 3 年 未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×30%</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年 未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年 未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</p> <p>B. 約定利率 = <math display="block">\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}</math></p> <p>○ 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率とします。</p>	預入していた期間 \ 約定期間	1 か月以上 3 年未満のもの	3 年以上 4 年未満のもの	4 年以上 5 年未満のもの	5 年もの	6 か月 未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6 か月以上 1 年 未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%	1 年以上 1 年 6 か月 未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%	1 年 6 か月以上 2 年 未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%	2 年以上 2 年 6 か月 未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%	2 年 6 か月以上 3 年 未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%	3 年以上 4 年 未満		約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%	4 年以上 5 年 未満			約定利率×70%	約定利率×60%
預入していた期間 \ 約定期間	1 か月以上 3 年未満のもの	3 年以上 4 年未満のもの	4 年以上 5 年未満のもの	5 年もの																																										
6 か月 未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																																										
6 か月以上 1 年 未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%																																										
1 年以上 1 年 6 か月 未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%																																										
1 年 6 か月以上 2 年 未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%																																										
2 年以上 2 年 6 か月 未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%																																										
2 年 6 か月以上 3 年 未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%																																										
3 年以上 4 年 未満		約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%																																										
4 年以上 5 年 未満			約定利率×70%	約定利率×60%																																										
<p>10. 満期日以後の利息</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>																																													
<p>11. 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の方 総合課税</li> <li>個人の方 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315% 地方税 5%） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。</li> <li>マル優の取扱いはできません。</li> </ul>																																													
<p>12. 金利情報</p>	<p>・金利は、店頭のカンパニ表示ボードに表示しています。</p>																																													
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>・本預金は預金保険制度の対象ですが、全額が保護の対象ではなく、預金保険の範囲内で保護されます。</p>																																													
<p>14. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>																																													